

高井伸夫著『『キャリア権』法制化の意義ーキャリア権の法制化で真に新しい資本主義を一』週刊新潮 2022 年 1 月 13 日刊を読む

キャリア権とは

「人びとが意欲、能力、適性に応じて希望する仕事を準備、選択、展開し、職業生活をつうじて幸福を追求する権利」

(諏訪康雄 元中央労働委員会会長・法政大学名誉教授による)

1. (1)日本の急速な衰退・凋落には慄然とする。日本は技術革新が進まず競争力を失い、GDPでも平均賃金でもこの30年間成長できなかった。
(2)2021年のIMDによる「世界デジタル競争力」で日本は28位、1989年～92年に1位であった「世界競争力年鑑」では31位(64か国・地域中)。
(3)日本はもはや先進国ではないとして衰退途上国と表現する人もいる。
(4)この状況は、キャリア権の法制化というような新発想がなければ打開できない。
(5)昨年の衆議院議員選挙では、日本のこうした現状と解決策を正面から論じた政党はなかった。
(6)新型コロナウイルスへの対応が喫緊の課題とはいえ、政治は中長期の視点からも本質論を語るべきである。
2. (1)岸田内閣は「新しい資本主義」の実現を標榜し、「成長と分配」の好循環を目指すという。
(2)「新しい資本主義実現会議」は昨年11月に緊急提言を出したが、税制措置等により企業に賃上げを促す弥縫策のようにみえる。
(3)賃上げは本来、企業と人がともに成長して初めて成し得るものだ。
(4)そうでなければ、資本主義の根幹である「会社の存続と成長」という経営者の責務は果たされず企業も人もやせ細り、提言の掲げる「科学技術立国の推進」等の成長戦略も結局は画餅に帰すだろう。
(5)日本の資本主義の父といわれ社会貢献活動にも大きな足跡を残した渋沢栄一の玄孫である渋澤健氏も会議のメンバーであることからすると、岸田総理は渋沢栄一の『論語と算盤』も意識しているのであろう。
(6)「国利民福」(国が豊かになり国民が幸福になること)を事業の目的とした渋沢は、同時に「富の分配平均などとは思ひもよらぬ空想である」として結果の平等を排し、競争の重要性を説いたことを忘れてはならない。
(7)また、「新しき時代には新しき人物を養成して新しき事物を処理せねばならぬ」とも発言している。
(8)道徳と経済をバランスよく機能させることが成長をもたらすとした渋沢の理念は、企業・組織と働く者双方の成長と幸福を目指すキャリア権の考え方とも相通ずる。

3. (1)日本が国際競争力を取り戻すには、一時的な賃上げだけでは国全体の真の成長にはつながらないと自覚し個々人が努力するうえに、国が、こうした努力が実を結ぶための施策を構築しなければならない。
- (2)天然資源のない日本の最大の資源は人材なのだ。人材育成、能力開発の意識こそが「成長と分配」の本質であり、政府が目指すべき真に新しい資本主義の基盤であろう。
- (3)この点、会議のメンバー柳川範之教授(東京大学大学院経済学研究科)が会議に提出した書面には、自律した個々人の能力向上を目指すキャリア権と同様の視点がある。
- (4)即ち
- ①「一人ひとりが付加価値生産性を高め、イノベーションを起こせる社会を築く
 - ②しっかりとした分配のためにも、成長のためにも、人の活躍が不可欠
 - ③分厚い中間層の実現にも中間層の能力アップが重要」
- 等である。
4. (1)保守的イメージの強い裁判所が昨年 1 月に出した画期的判決の意義を、政治も再認識してほしい。
- (2)高度な専門資格に限らず、一般業務の専門資格についてもキャリアの維持・形成への従業員の期待を重視する司法判断である。(名古屋高裁。会社は上告せず判決確定)。
- (3)政治も司法に伍して新しい発想を構築してもらいたい。
- (4)キャリア権の法制化が実現すれば、日本の政策・法制度における最大の“技術革新”として国の新たな発展に大きく寄与すると信じ、期待している。(全 16 回にわたりお読みいただきありがとうございます。)

2022 年 1 月 5 日 林明夫記